

様式第 10号その 3 (別表関係)

脱炭素先行地域づくり事業費金実績報告書・個票

【E V 宿場町用太陽光発電設備】

法人 (名称・代表者の職・氏名)

個人 (氏名)

(申請者) 氏名・名称

設置場所	<input type="checkbox"/> 住所表示 <input type="checkbox"/> 地番 小田原市
発電した電力の供給を受ける施設等所在地	<input type="checkbox"/> 住所表示 <input type="checkbox"/> 地番 小田原市
事業着手日 ※契約日(受注日)又は着工日のいずれか早い方	年 月 日
事業完了日 ※引渡日(工事完了日)又は支払日のいずれか遅い方	年 月 日
導入方法	自己所有 ・ リース ・ P P A
補助対象施設の民生部門該当有無	有 ・ 無
太陽電池モジュールにおける JIS 等に基づく公称最大出力の合計値(A)	kW
パワーコンディショナーの定格規格の合計値(B)	kW
国交付要件 g	<input type="checkbox"/> (a) <input type="checkbox"/> (b) <input type="checkbox"/> (c)
(A) と (B) のいずれか低い方	kW
連携している地産再エネ集約事業者	
総事業費 (税込)	円
総事業費 (税抜)	円
補助対象事業費 (税抜) (C)	円

補助金実績額 (C)×2/3 ※千円未満切捨て	千円
(上記 (C)のうち、系統設備に対する工事費負担金があるときの記載)	
工事費負担金(税抜)(D)	円
系統設備容量(E)	kW
補助対象事業費上限額 (E)×1.35万円/kW(H)	円
(D)と(E)のいずれかの低い方	円
(上記 (C)のうち、ソーラーカーポート等を導入するときの記載)	
補助対象事業費(税抜)(F) ※3億円以内	円
(以下は契約形態がリースであるときのみ記載)	
補助金充当前のリース料等の総額(税抜)(G)	円
補助金充当後のリース料等の総額(税抜)(H)	円
差額(G)-(H)	円
(以下は契約形態がPPAであるときのみ記載)	
PPA契約期間における総電力供給想定量(I)	kWh
補助金充当前のサービス単価(J)	円/kWh
補助金充当後のサービス単価(K)	円/kWh
サービス控除料(I)×(J-K)	円

【チェックリスト】

(太陽光発電設備)

<input type="checkbox"/>	本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。
<input type="checkbox"/>	固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。

<input type="checkbox"/>	電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
<input type="checkbox"/>	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（l）をすべて遵守していることを確認すること。
<input type="checkbox"/>	（a）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
<input type="checkbox"/>	（b）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
<input type="checkbox"/>	（c）防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
<input type="checkbox"/>	（d）一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
<input type="checkbox"/>	（e）20kW以上の太陽光発電設備の場合、設備形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
<input type="checkbox"/>	（f）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
<input type="checkbox"/>	（g）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
<input type="checkbox"/>	（h）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
<input type="checkbox"/>	（i）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
<input type="checkbox"/>	（j）交付対象設備を処分する際は、関係法令（本市条例を含む。）の規定を遵守すること。
<input type="checkbox"/>	（k）10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
<input type="checkbox"/>	（l）10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
<input type="checkbox"/>	PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入す

	<p>る再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p>
□	<p>リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>
	<p>次の (a) ~ (c) のいずれかを満たすこと。</p>
□	<p>(a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、(c) に準じること。</p>
□	<p>(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
□	<p>(c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を提案者又は共同提案者である地方公共団体内の脱炭素先行地域内の需要家（当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に限る。）に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（(a) 及び (b) の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（発電量の 30%以内とする。）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。</p>
□	<p>ソーラーカーポート等を導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分（架台等）は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。</p>
□	<p>建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、次の (a)・(b) を満たすこと。</p>
□	<p>(a) 次の①又は②に適合すること。</p>
□	<p>①屋外に設置する太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 83 条から第 88 条までを遵守し、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第 4 条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、耐え得る構造であること。</p>
□	<p>②屋内に設置する後付け太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 88 条を遵守し、「JASS14（カーテンウォール工事）」2.5.1_慣性力に対する安全性能及び「JIS C 61730-2：2020」太陽電池モ</p>

		ジュールの安全適格性確認に定めるところにより地震その他の振動、衝撃及び電氣的安全性に対して、耐え得る構造であること。加えて既存窓ガラスの熱割れ防止のため「JASS17（ガラス工事）」1.2.3.7_熱割れ防止性能を有すること。
	<input type="checkbox"/>	(b) 太陽光発電モジュールとその他の部分（窓ガラス等）は同一の者が導入すること。